

93-J-10

共通農業政策と通貨統合

—— 欧州経済通貨同盟の異質な次元 ——

田淵太一
東京大学経済学部

1993年5月

共通農業政策と通貨統合

— 欧州経済通貨同盟の異質な次元 —

田淵 太一

元来、農業問題は、資本主義にとっては、自ら解決し得ないといつてよい程に、複雑にして困難なものとなつてゐる。……農業問題の解決は、決して農業内部で得られるものではない。 —— 宇野弘蔵⁽¹⁾

農業の諸問題の解決策を見出すことができるのは、一国の国境よりも広い場においてのみである。 —— S・マンスホルト⁽²⁾

1 はじめに

財、サービス、労働力、資本の域内移動を完全に自由化する欧州共同体（E C）の市場統合計画は、1985年6月にドロール委員長が主宰する E C 委員会が刊行した『域内市場白書』の定めた期日、1992年末を目前としている。統合に必要な282項目の規則・指令のうち、1991年7月現在、約3分の2はすでに E C の立法機関たる閣僚理事会の承認を得ている。多少の遅延はありこそすれ、米国を抜く、世界最大の単一市場が成立するだらうことは確実である。

市場統合の後には経済通貨同盟（EMU）、および共同体創設以来の究極目標であった政治同盟が控えている。それらを協議する政府間会合が1990年末に開始された。とりわけ EMU は、各国の経済諸変数の収斂と経済政策協調の強化を目標とする第1段階がすでに 1990年7月から開始され、現在、欧州中央銀行組織（E S C B）の設置をめざす第2段階への移行に関してその具体的な日程が討議されつつある。

1980年代半ばから始動されたこのプロセスは、市場統合計画をいわば起爆剤として、「1つの市場」が「1つの通貨」を必要とし、さらに「1つの通貨圏」が「1つの政治的共同体」を形成を促す、という必然的な流れを生じさせようとする戦略にもとづいている。この流れのなかで経済・通貨統合は、資本自由化が引き起こす攪乱作用から域内統合市場を守るために避けて通ることができないものと位置づけられる。通貨統合の分析においては、この過程で生じる通貨・金融次元の技術的障害の分析と各国政府間の政治的妥協の進展にのみ注意を奪われがちである。だが、その背景には、本稿が課題とする重要な問題が

隠されている。

そもそも、どうしてヨーロッパでは、単なる関税同盟・自由貿易地域を越えて、かくも「欧州経済通貨同盟（EMU）」が希求されるのだろうか。共同体創設以来の政治的イニシアティヴが強力な要因だとしても、それのみでは事態の進行を説明しつくすことはできない。こうした政治的イニシアティヴを支え、通貨統合を促すような社会的合意が、共同体の歴史から生み出されていなければならない。本稿は、その鍵を欧州経済共同体（EEC）設立以来追求してきた「共通農業政策」（Common Agricultural Policy, CAP）に見いだす。CAPが通貨統合に対してもつ重要性は、近年の統合論議の隆盛のなかで、ともすると後景に追いやられがちであるが、金融史家、B・アイケングリーンの次の指摘は、この視点に再考を促したものとして、重要な意味をもつ。

「注目すべきことだが、米国とカナダの関税同盟に関する最近の論議においては、固定為替相場ないし共通通貨の問題に関してほとんど注意が払われていない。これは両国にCAPに相当するような重荷が存在しないためである」（Eichengreen, B., 1990, p.121）⁽³⁾。

CAPに、耐えがたいまでの困難をもたらしてきた大きな要因の1つが通貨問題である。CAPの最大の支柱である共通価格政策は当初、ブレトン・ウッズ体制下の固定相場制に基づいた比較的単純な制度であった。ブレトン・ウッズ体制が崩壊し変動相場制へと移行した後も、農業分野に限っては固定レートが設定された。CAPはこれによって、複雑にして巨大な構築物に変容するとともに、農業問題に特有の困難を倍加させた。世界通貨体制の動搖という貨幣的現実と共に通価格を維持するための農業通貨制度とのズレは、農産物の価格上昇の一因となり、さらには過剰生産・過大な財政負担に拍車をかけることになる。このようなCAPの「重荷」を軽減し、この政策を健全に維持するためには、世界通貨体制を再建するか、それが不可能であれば地域的通貨同盟を創設することが究極的には要請されるのである。

本稿は、この「重荷」がいかに通貨統合への指向を促してきたかを、20年以上の年月にわたって遂行されてきたこの政策の歴史と通貨制度との関連から検証する1つの試みである。

元来、農業問題の解決は、先進国が共通に抱える課題である。西欧各国はこの問題を国境を越えた共同市場の設置によって打開する道を選択した。だが、この共同市場を維持するため、さらに飛躍して通貨同盟を創設することが要請されたのである。ヨーロッパにおいてなぜ、かくも「経済通貨同盟」が希求されるのかという問い合わせるには、したがって、底流にある農業問題の次元を度外視することはできない。本稿の副題を「欧州経済通貨同盟の異質な次元」とした所以である。

以下では、まず第2節で、1960年代において共通農業政策との関連で通貨統合への志向がどのようにして醸成されたかを検討し、「新機能主義戦略」の推進と挫折を軸として共同体の政策過程を追跡する。次に第3節では、共通農業政策に大きな困難をもたらしている「グリーン・マネー制度」を検討し、この制度の背後でどのような経済的・政治的な力学が作用しているのかを考察する。最後に第4節で、近年転機を迎えるつつある共通農業政策の性格を概観し、それが通貨統合とどのような関連をもつかをさぐる。

2 共通農業政策から通貨同盟へ — 「新機能主義戦略」の推進と挫折 —

▼「新機能主義戦略」の権力としての共通農業政策

1980年代半ばから始動した統合過程は、政治統合を究極目標としつつも、実現可能な分野において経済統合をまず推進し、その成果を守るために他の分野における統合の前進を促進していく、という論理にもとづくものである。欧州統合の歴史をふり返るならば、このような統合の論理がとりわけ顕著に作用したのは、統合に求心力が働いていた1960年代においてであった。この統合の論理を、当時の共同体創設者たちは意識的に「戦略」として採用した。その戦略が「新機能主義戦略 (the neo-functional strategy)」⁽⁴⁾ であった。これは、欧州政治統合という究極目標に対して直接に政治統合をもつてする「連邦主義」の戦略とは対照的に、まず政治的に中立的で技術的に実現可能な分野における経済統合の諸機関・諸政策を設立し、そこから生じる関連諸分野への「波及(spill-over)」効果によって、また不斷に生じる統合の危機を逆に発条として⁽⁵⁾、政治統合に接近してゆく戦略である。市場統合計画を起爆剤とする1980年代半ばからの統合の急展開は、この「新機能主義戦略」が長期の停滞の後に新たな地歩を得て再発動されたものと捉え直すことができる。

1960年代に展開された「新機能主義戦略」において要として位置づけられたのが、共通農業政策であった。この戦略の展開は、共通農業政策を国際通貨体制の動揺から守ることを主要な目的として、1960年代末に経済通貨同盟の設置構想が生みだされた、という事実の中に典型的に現れている。

「新機能主義戦略」の主要な難点として、とりわけ伝統的なパワー・ポリティクスの理論が攻撃したのは次の2点であった(Tsoukalis, L., 1977, pp.27-28)。

- (i) 純粹に技術的・中立的な領域における経済統合が高度に政治的な領域へ波及していくのは困難である点。

(ii) 対外関係を捨象し、共同体の統合過程があたかも世界政治経済の変化から隔離された空間で展開するかのように捉えた点。

後に見るように、共通農業政策を土台にして経済通貨同盟を打ち立てようとする戦略の挫折は、この2つの難点と密接な関係をもっている。通貨統合の挫折が一因となって、1970年代以降、「共同体の礎石」であったはずの共通農業政策は、「共同体最大の重荷」あるいは「共同体のコスト」へと転化する⁽⁶⁾。このように、共通農業政策の推進と停滞は、「新機能主義戦略」の推進と停滞とに軌を一にしているのである。

▼共通農業政策の設立と「事実上の通貨同盟」—1962-68年—

共通農業政策の諸目的を示したのは、EEC設立を定めたローマ条約（1957年3月25日調印）の第38条－第47条であるが、これらはガイドライン以上の性格をもっていない。運営のより細かな諸原則は、翌年のイタリアのストレーザにおける会議を出発点にして、1960年代半ばまで加盟各国間で協議された。農業共同市場がその機能を開始したのは1967年のことであった。それ以後、農業所得の向上と食糧の安定供給を目的とするこの政策は、周知のとおり、「市場の統一、域内優先、財政の連帶責任」を三大原則とし、域内においては農相理事会で毎年決定される「共通価格」を基準として価格支持政策をとり、対外的には域内の支持価格を維持するために輸入に対して可変的課徴金を課している。余剰生産物は貯蔵されるか、世界市場価格との格差に見合うだけの補助金を与えられて輸出に回される。CAPの財政は「歐州農業指導保証基金（FEOGA）」によって賄われるが、とりわけ価格支持政策に用いられる保証部門の支出はこれまで共同体財政の大部分を占めてきた⁽⁷⁾。

1962年に定められた当初の共同市場運営メカニズムはブレトン・ウッズ体制下の固定相場制に基づく比較的単純なものであった。その要となる共通価格は、「農業計算単位（agricultural unit of account, UAまたはAUU）」表示で決定された。UAは便宜上、金を通じて米ドルにリンクされていた（1UA=金0.88867088グラム=\$1）。CAPの対象となる農産物の価格は共同市場においてUAによって表示され、これが、EEC加盟国がIMFに通告した平価にもとづく市場為替レートに従って、加盟国通貨建て価格に換算されたのである（法的根拠は1962年に定められたEEC規則129/62, 第2項）。UAと加盟国通貨の間の為替レートは今日、「グリーン・レート」あるいは「レプレゼンタティブ・レート」と呼ばれるが、農業共同市場設立当初は、この「グリーン・レート」が市場為替レートと一致していたので、共同市場の運営に際して何らの複雑さももたらさなかったのである⁽⁸⁾。

CAPが姿を現しつつあった1960年代半ばから1968年までは、通常、通貨統合の面で共

共同体がほとんど前進をみなかった時期として総括されている（例えば、Bloomfield,A., 1973, pp.6-8）。だが、この時期の共同体に実際に支配的だった状況はやや異なる。穀物の共通価格に関する原則が1964年12月に加盟各国の間で合意されたが、これと前後して、為替変動が生じれば農業共同市場の維持がきわめて困難になるだろうという認識が、EECの政策担当者の間に生じていたのである。この確信は強固かつ広範であり、欧州においてはすでに「事実上の通貨同盟」が形成されているというのが支配的な雰囲気であった。

この認識は当時のいくつかの公式の報告書にも表明された(Tsoukalis,L., 1977, p.60)。例えば、通貨委員会の第7次報告書では次のように述べられている。

「EECの統合が前進するにつれて、……通貨の切下げや切上げはますます困難で望ましくないものになっていくであろう。単一の農業市場が設立されることによって、この傾向はますます強まるであろう」（EEC, *Seventh Report of the Activities of the Monetary Committee*, 1965, p.12）。

また、EEC委員会はその報告書でこの見解をさらに押し進めて次のように述べた。

「共同体諸機関の当面の任務は、域内の通貨切下げあるいは切上げを、単に困難で望ましくないものというばかりでなく、不可能あるいは不必要なものとすることである」（EEC, *Eighth General Report*, 1965, p.149）。

さらに同じ1965年には、ジスカールデスタン仏蔵相の強力な支持のもと、EEC委員会が固定為替相場と共に通貨の導入を共同体の主要な戦略目標として採用するという動きも見られた(Tsoukalis,L., 1977, pp.60-61)。共通農業政策の主要な受益者であったフランスが、始動しつつあるこの政策を維持するための必要条件として、通貨同盟の推進にイニシアティヴを発揮したのである⁽⁹⁾。

共通農業政策の策定を踏み台として通貨同盟の結成を志向するこの時期の共同体の動向は、「新機能主義」が想定した「波及」効果の典型的な例とみなすことができよう。

▼ 1968-69年独・仏通貨危機と経済通貨同盟構想、ブレトン・ウッズ体制の崩壊

農業共同市場が名実ともに機能を開始したのは1967年からであったが、これが当初の原則通りに運営されたのは、2年間にすぎなかった。この原則に対して最初に脅威を与え、また変更を加えたのは、皮肉なことに、フランスであった。

発端となったのは、1968年フランス「5月危機」であった。学生の反乱は、前年以来の高失業率を背景として労働者のゼネストに結びつき、フランス経済は麻痺状態に陥った。

6月初め、政府は賃金の大幅引き上げで事態の収拾を図ったが、これは貿易収支を急速に悪化させ、1968年第1四半期に年率7億ドルだった赤字が1年後には22億ドルに増大した。フランスの準備の投機的流出が続き、夏から秋にかけてフラン切下げ・マルク切上げを見込んだ投機が発生した。この危機を克服するために11月に開催された10ヵ国蔵相による「ポン会議」でも妥協が成立せず、フラン切下げ・マルク切上げはともに見送られた。西ドイツ側は他国の問題のために輸出競争力の低下とEEC農業調整規則（規則129/62、規則653/68により修正）による農産物の国内価格の低下を受け入れることはできないとして、またドゴールはフランスの威信をかけて、平価の維持を主張したのである。結局、フラン切下げ(11.1%)は、1969年8月に、ポンピドー新政権のもとでようやく実施され、マルク切上げ(9.29%)は、約1ヶ月のフロートの後、10月に実施された(Solomon,R.,1982, chap.9)。

こうした事態は、EEC設立以来の統合の最大の成果であった農業共同市場の存続に重大な脅威を与えた。「事実上の通貨同盟」は自己満足にもとづく幻想にすぎなかったことが判明した。経済通貨同盟構想の第1歩と評価されている「第1次バール案」（正式名称は「共同体内の経済政策および通貨問題における協力についての覚書」）が理事会に提出された（1969年2月12日）のは、こうした危機的事態が進行していた最中のことであった。そこには、通貨協力の勧告の背後にあった懸念がはっきりと表明されている。

「EC委員会の見解は、加盟各国通貨の為替相場の変動幅が拡大すれば、共通農業政策と域内貿易に深刻な問題を引き起こし、市場統合のさらなる前進に脅威を与えるであろう、というものである」(Commission of the European Communities, 1969, p.4)。

「第1次バール案」が真剣に検討されるようになったのは、フラン切下げ・マルク切上げが実施され、農業共同市場への脅威が現実のものとなってからであった。1969年12月にはハーグで首脳会談が行われ、「第1次バール案」を基礎に経済通貨同盟を段階的に創設するための計画を策定することが決定された。1970年3月の蔵相会議で、ウェルナー・ルクセンブルク首相兼蔵相を委員長とする委員会が設置され、経済通貨同盟の概念を最初に確定したものとしてよく知られている「ウェルナー中間報告」(5月)および「ウェルナー最終報告」(10月)が成果として生み出された(Commission/Council of the European Communities, 1970a, 1970b)⁽¹⁰⁾。これらは通貨統合の技術的问题を検討した同年の「アンショーレポート(Ansiaux Report)」によって為替変動幅縮小計画として具体化された。

しかしながら、この経済通貨同盟計画は、策定と実施にあたって多くの困難に直面し、最終的には挫折することになる。まず、策定時に激しい論争をもたらした、経済統合を優先する「エコノミスト派」（西ドイツが中心）と通貨統合を優先する「マネタリスト派」（フランスが中心）の対立を、「ウェルナー報告」は根本的に止揚することができなかっ

た。「最終報告」では「マネタリスト」寄りの折衷がなされたが、「最終報告」を支持したジスカールデスタン蔵相はフランス国内のドゴール主義者による拒絶に直面した。この拒絶を受け、経済政策の調整を中心とする第1段階についてのみ具体的提言を行った「中間報告」にもとづいて計画が練り直され、1971年3月の首脳会議で、10年間にわたってEMUを段階的に実施することで再び妥協が成立した。ところが、1971年6月15日に予定された変動幅縮小計画の実施直前の1971年5月に、米国からの短期資本の大量流入に端を発したマルク投機が発生した。これに対して共同体が一致して対処できないでいるうちに、マルクがフロートに移行し、EMU構想はついに目の目をみることなく頓挫したのだった⁽¹¹⁾。1971年8月のニクソン・ショックによるブレトン・ウッズ体制の崩壊と同年12月のスマソニアン合意による再建を経て、1972年4月、「スネーク」という限定的な制度が形成されはしたもの、この制度も、変動相場制の一般化のもとで1973年3月、「共同フロート」に移行した後、1974年1月、フランスの離脱により、結局のところ単なるマルク圏に転化してしまうのである。

▼「新機能主義戦略」の挫折

外的環境が相対的に安定し、関税同盟と共通農業政策を軸として統合への「求心運動」が生じた時期である1960年代には、とりわけ共通農業政策の存在から域内為替変動は「不可能」であり、「事実上の通貨同盟」が達成されたと広く信じられていた。また、この認識の裏返しとして、1968年フランス5月危機に始まる通貨危機から共通農業政策を守ることを主要な動機として、69年「バール案」、同年「ハーグ会議」を経て70年「ウェルナー報告」によるEMU始動が策定されたのであった。ここまででは典型的な「新機能主義戦略」の展開と説くことができる。だがこの通貨同盟の試みは、それが暗黙のうちに離脱を企てていた当のブレトン・ウッズ体制が当面存続することを前提としていたために、あえなく頓挫してしまうことになった（外的環境の安定を暗黙裡に前提することは、第1節すでに述べたように、「新機能主義」的な方法の主要な難点の1つであった）。

その結果、一方の共通農業政策は、共同体財政に過大な負担をもたらす政治色の濃い分裂的な制度に変容してしまう。「遠心運動」がその特徴であった1970年代において、「共同体の礎石」であったはずの共通農業政策は、「共同体のコスト」に転化することを余儀なくされるのである。「新機能主義戦略」が対外関係を度外視することによって陥った「経済的帰結」とは、「welfare」の領域における技術的・中立的な経済統合の象徴であったはずの共通農業政策が、その反対物、「high-politics」の領域で各国の利害を紛糾させる障害物へと転化したことであった（「high-politics」の領域で統合を推進することが困難なことは、第1節で見たように、「新機能主義戦略」のもう1つの難点であった）⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。共通農業政策をこうした重荷に転化させた当のもの、グリーン・マニー制度（MCA）

制度)について次節で考察しよう。

3 グリーン・マネーの政治経済学

▼最初のMCA導入

農業共同市場のメカニズムは、ブレトン・ウッズ体制の下での固定相場制に基礎を置くものであった。そのため、変動相場制が一般化しても、農業共同市場を存続させるために、農業目的に使用される換算レート(グリーン・レート)は固定のまま維持された。その結果、複雑きわまりない農業通貨制度が形成されたが、欧州に特有のこの通貨制度は、「グリーン・マネー制度('green-money' system)」と呼ばれる。この制度の根幹をなす「通貨変動調整金(monetary compensatory amounts, MCA)」が初めて導入されたのは、変動相場制移行以前の1969年であった。

すでに述べたとおり、独・仏通貨危機の結果、1969年には仏・独により平価改定が実施された。これによって、共通農業政策は当初の原則からの最初の逸脱を余儀なくされたことになったのである。

CAPの当初の原則(規則129/62、規則653/68により修正)に従うならば、フランス・フラン切下げを実施した時点で、フラン表示の農産物国内価格を切下げに見合う比率で上昇させなければならないはずであった。だが、切下げを実施した1969年8月のフランスの国内情勢はこれを許さなかった。もし切下げに伴って農産物国内価格を上昇させたならば、すでに支配的であったインフレ傾向に拍車をかけることになる。これは政治危機を再燃させるだろうし、それを回避するために賃金上昇を認めれば、平価切下げが国際収支に対してもつ効果を帳消しにしてしまったであろう。結局、農相理事会はフランスの主張を受け入れ、国内農産物価格を現行で据え置くため「グリーン・フラン」(UA表示の共通価格をフラン建て国内価格に換算するレート)の切下げを2年間猶予することを承認した(規則1586/69 第1項)。

この措置と並行して、交易上の歪みを除去するための国境措置が導入された。もし市場為替レートと「グリーン・レート」の格差(同じことだが、フランス国内価格が共同体の価格水準より低いこと)が何らの補整措置なしに放置されれば、フランスの農産物取扱業者が自国で買い上げた農産物を他の加盟国の介入機関により高い価格で売り渡す誘因が生じ、結局、他国のCAP価格を根底から崩壊させることを意味したであろう。これを防ぐために、フランスの農産物輸出に対しては国境で課徴金が課せられることになり、また同様にして、輸入に対しては補助金が交付されることになった(どちらの額も、切下げ後のフラン表示の共通価格の上昇額、すなわち切下げ後のフランで表示された共通価格の11.1%に等しい)。これが今日までグリーン・マネー制度の根幹となっているMCAの起源で

ある。

1969年10月に西ドイツが実施したマルクの切上げ(9.29%) の際にも、正反対の方向で同様の措置がとられた。西ドイツにとって、マルク切上げに伴う国内農産物価格低下の即時実施は、一夜にして農業所得の低下をもたらすことを意味し、到底受け入れ難かった。すでに共通価格導入時に同国が農産物価格の大幅な切下げを受け入れていた（小麦で10%以上）という事情も存在した。農相理事会は西ドイツが農産物価格引下げを徐々に実施していくことを承認し（規則 2464/69、過渡期間は3ヵ月に制限された）、同時に輸入課徴金・輸出払戻金が適用されることになった。

▼MCAとは何か

ここで、グリーン・マネー制度がもつ政治・経済的な含意を理解するための前提として、以上の経緯を簡単な数値を用いて例示した上で、この制度に特有の用語の意味を明確化しよう（数値例は、Grahl,J.and P.Teague,1990,pp.329-331を参照）。

共通農業政策の当初の原則の下では、計算単位で表示された共通価格が設定され、これが全加盟国に適用される。例えば、共通価格設定時のフランス・ Francとドイツ・マルクの為替レートが、

$$1 \text{ U A} = 6 \text{ F F} = 2 \text{ DM} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

であり、1トン当たりの小麦の共通価格が 200UAと設定されたならば、両国の国内通貨建てに換算した共通価格はそれぞれ、1200FF、400DMである。

ここで、為替変動が生じてフランス・ Francの切下げ、ドイツ・マルクの切上げが実施された結果、新しい為替レートが、

$$1 \text{ U A} = 8 \text{ F F} = 1.6 \text{ DM} \cdots \cdots \textcircled{2}$$

となったとする。

ところが、両国の国内事情から自国通貨建て国内価格は当面据え置かれるでしょう。トン当たり小麦国内価格は依然として1200FF、400DMのままであるが、新しい為替レートのもとでこれらは、それぞれ 150UA、250UAに相当する。両国の農産物国内価格の間に格差が生じることになる。

この時点で、農産物貿易においては、現実の為替レート（②）とは異なる観念上の為替レートとして従来のレート（①）が用いられている。後者が「グリーン・レート」と呼ばれるものである。この例で示された状態は、「グリーン・ Francの過大評価」、「グリーン・マルクの過小評価」と表現される。フランスは自国の農産物国内価格を、農相理事会で定められた期日までに共通価格の水準（小麦の例では、トン当たり1600FF = 200UA）に復帰させるなければならない。この共同体価格水準への復帰のことを「グリーン・レートの切下げ」と呼ぶ。同様に、ドイツの国内価格を 320DM (= 200UA) に復帰す

ることは「グリーン・マルクの切上げ」と呼ばれる。

農業共同市場の崩壊を防止するためには、上述の価格格差を埋め合わせる必要がある。そのための補整措置として導入された国境調整金が、MCA（通貨変動調整金）である。国内価格が低いフランスからの小麦輸出に対して、トン当たり50UAの課徴金が課され、輸入には同額の補助金が支払われる。こうしてフランスはあたかも国内価格が共同体に適用された共通価格に等しいかのように貿易を続けることができる。同様にドイツに対しては、トン当たり50UAの輸入課徴金と輸出払戻金が適用される（したがって、例えばフランスからドイツへの小麦輸出においては、両国の国内価格の差に等しいトン当たり100UAの課徴金が適用される）。

弱い通貨国（この例ではフランス）が、切下げを実施する際、自国通貨表示の国内価格の上昇が生じるのを防ぐ目的で導入するMCA（すなわち輸出課徴金・輸入補助金）は「ネガティヴMCA」と呼ばれ、強い通貨国（この例では西ドイツ）が、切上げを実施する際、自国通貨表示の国内価格の低下が生じるのを防ぐ目的で導入するMCA（すなわち輸入課徴金・輸出払戻金）は「ポジティヴMCA」と呼ばれる。

▼グリーン・マネー制度の複雑化

独・仏通貨危機の結果として導入されたMCAは、CAPの諸原則を根本的に変容させるものであった。ただこれは、当初から恒久的制度化を意図したものではなく、異常事態に対する緊急避難措置という性格が強かった。導入された措置も比較的単純なものであり、その運用にあたって特別の困難は生じなかった。しかし、CAPが存立の基盤をおいていたブレトン・ウッズ体制が1971年に崩壊すると、事態は複雑化した。ECはこれに対して、MCA制度を全面的に導入することによって対応した。変動する対ドル市場為替レートとグリーン・レート（以前にIMFに通告された平価に等しい金ベースの固定レート）との乖離を埋め合わせるために、可変的なMCAが導入されたのである（規則974/71）。それ以来、スミソニアン協定とスネーク導入、共同体の拡大、共同フロート移行、EMS導入、1984年の制度改正（いわゆる「強い通貨のシステム」の導入）などの変化が生じるたびに変更が重ねられた⁽¹³⁾。この制度の運営は時間の経過とともに複雑さを増し、ついには政策担当者自身が全貌の把握に支障をきたすところにまで至っている⁽¹⁴⁾。

これに伴い、共通価格の算定の基礎となる「計算単位」も、概略以下のように変遷してきた(Tracy, M., 1989, pp.364-365)。

- (i) 前述のように、共同市場設置当初は、金を介して、1UA=1ドルとされた。
- (ii) 1973年の共同フロート移行後、UAは共同フロート通貨に連動した。UAの価値は実際上、「スネーク」運営の基礎となったEMUU(European Monetary Unit of Account)に等しいことになった。このことから、UAの価値は、全加盟国通貨の平

均に比して、強い通貨とともに増価していくことになった。

- (iii) 財政目的の計算単位として、1978年から、全加盟国通貨の価値を加重平均したバスケットであるEUAが採用されるが、農産物共通価格のための計算単位としてのみ引き続きUAが用いられた（この農業目的のUAを特に区別してAUAAと呼ぶことがある）。
- (iv) 1979年のEMS発足に伴い、新たな計算単位としてECUが導入された。従来のUAは、1.208953ECUに等しかったので、共通価格は以後、従来の国内価格を変化させないように、この比率でECU表示に換算された。
- (v) 1984年の改定（「強い通貨のシステム」導入）後、一般に用いられるECUとは異なる計算単位「グリーンECU」が導入された。新規のポジティブMCAを発生させないために「グリーンECU」の価値は最強通貨（通例ドイツ・マルク）にリンクされた。この措置により、「グリーンECU」は他の加盟国通貨に対して、ドイツ・マルクとともに増価した。

▼グリーン・マネーのもつ政治的性格

経済分析によるグリーン・マネー制度の批判

MCAが導入された当初、1970年代初めに広く支持されていた見解は、MCA制度のおかげで域内の農産物「自由貿易」の存続が可能となっている、というものであった。しかし、グリーン・レートと市場為替レートの乖離が拡大し、MCA制度が恒久的性格をもつことが明らかになるにつれ、この制度がもつ弊害が指摘されるようになった。経済分析によってしばしば批判されたのは次の2点である。

- (i) 要素配分の歪み。ポジティブMCAが共同体水準より高い国内価格をもたらし、ネガティブMCAが低い国内価格をもたらすことから、農業生産は、MCAが存在しないことを仮定した場合に比べて、強い通貨をもつ国にシフトする傾向を示す(Strauss,R.,1984, pp.264-270)。
- (ii) 貿易に対する歪み。MCAが存在しないことを仮定した場合に比べて、強い通貨をもつ国の農産物は競争力が強まり、弱い通貨をもつ国の競争力は弱まる。それに加えて、この制度がもつ複雑さから貿易のコストが増大し、とりわけ中小の貿易業者を域内貿易から排除する。さらにこの制度は、グリーン・レートの変更を見込んだ投機的取引と、補助金めあての不正貿易への誘因をもつ(Strauss,R.,1984,pp.270-273, Mackel,C.,1976, pp.39-40)。

グリーン・マネーを支える政治力学

しかしながら、1970年代において、以上のような弊害が経済分析によって示されても、農相理事会および各 government の政策決定に反映されることにはほとんどなかった。それは、グ

リーン・マネー制度を採用する際の各国の政策担当者の動機が、その結果を評価する際の経済学者の基準とは異なるからである。MCAは域内の生産と分配に影響を与えるために導入されるのではない。グリーン・レートの設定ならびに変更に関する決定は農相理事会の承認を必要とするが、事実上は各政府の裁量に委ねられている。各政府がグリーン・マネーに関する政策決定を行う際に念頭におくのは、自国の農業所得とインフレ率である。一般に、非農業部門を高度に発展させた先進各国は、非農業部門の所得水準と釣り合う所得水準を農業者に保障するために、高水準の農業保護を行う必要がある。政府は自国のインフレ率と財政状態からみて可能な水準で農産物の価格支持を行うであろう。ECにおいては、「財政の連帶責任」の原則が確立されており、加盟国政府がグリーン・レートの設定および変更を通じて価格支持水準を決定する際に、財政負担に関しては念頭に置く必要はない。グリーン・マネー制度は各国に自国の状況に適した農産物価格を設定する自由度をえており、それゆえ専門家によるたび重なる批判にもかかわらず、この制度は高度の政治的安定性を享受してきたのである。この点を独自の政治経済学的な手法によって初めて指摘したのは、C・リトソンとS・タンゲルマンであった (Ritson,C. and S.Tangermann,1979)。

グリーン・マネー制度が各国に与える自由度

1970年代に各国が現実に採用した政策が、農業構造に規定される国内の圧力の大きさに応じて、与えられた自由度を利用するものであったという事実は、表1および表2によつて確認できる。

表2の各項目のうち、1人当たりGNPは農業以外の産業の所得水準を近似的に示すものであり、数値が高い国ほど農業所得に対する配慮が必要であることを想定している。平均農場規模は、全般的な農業構造を表し、数値が大きい国ほど農業部門の労働生産性が高く、低い水準の価格支持しか必要としないことを意味する。農業就業人口の割合は、価格支持を要求する圧力の標識である。

例えば、表2によれば、イギリスの数値は農場規模が西ドイツの約4倍、所得水準が約2分の1であることを示しており、それゆえ両者は表1において対照的な国内価格水準の設定を行っている。デンマークがネガティヴMCAを発生させていないのは、価格支持を通じて共同体財政から大きな利得が得られる農産物輸出国として、農業構造から必要とされる以上に高価格を追求した結果、クローネ切下げ実施と同時に常にグリーン・レートの切下げを行ったことによる（フランスに関しては後述する）。

グリーン・マネー制度によって可能となった各国の価格水準の乖離は、結局のところ共同体における国内の価格圧力と概して整合的であった。通貨変動によって政策の方向と程度が制約されることを除けば、国ごとに独立して行う価格支持政策と自由度の点で何ら異なるところがなかった。この制度のもとで「共通価格」はフィクション以上のものではなくなる。共通価格が設定されても、各国はグリーン・レートの設定と変更を通じて自国の

事情に応じた価格支持水準を選択することが可能であり、またそもそも共通価格の水準そのものがMCAの影響をあらかじめ念頭において決定されるからである(Ritson,C. and S.Tangermann,1979,pp.122-130)。

グリーン・マネー制度がもたらす財政負担

グリーン・マネー制度がもたらす最大の弊害は共同体財政の過大な負担である。この帰結は、自国の状況に見合った価格支持水準を追求する自由度を最大限に利用しようとする各国の行動が合成された結果生じるものである。

まず、MCA関連支出が増大する。ポジティヴMCAの輸入課徴金とネガティヴMCAの輸出課徴金はFEOGA保証部門の歳入となり、ポジティヴMCAの輸出払戻金とネガティヴMCAの輸入補助金はFEOGA保証部門から支出される。多くの場合は純支出となり、これはFEOGA保証部門の負担となるが、1970年代後半にはこの負担が急速に増大した⁽¹⁵⁾。

この直接的な財政負担に加えて、この制度が農産物価格を上昇させる傾向をもつことから生じる間接的な財政負担も膨大なものであると推定するにたる十分な根拠がある。表1を見ると、1970年代を通じて次のような非対称的傾向が支配的だったがわかる。すなわち、西ドイツ、オランダ、ベルギー／ルクセンブルグのポジティヴMCAは消滅したことがないのに対して、フランス等に発生したネガティヴMCAは量的にはるかに大きいが、（度重なるグリーン・レートの調整により）しばしば減少あるいは消滅している。ポジティヴMCAはそれが存在することにより、またネガティヴMCAはそれが削減される際に、それぞれ国内農産物価格を上昇させてるので、このような非対称性が価格支持水準の上昇の原因となってきたことは明らかである。これは直接に価格支持関連の財政負担の増大につながるほか、過剰生産の誘因となることによって間接的にも財政支出増大を招くことになる。この要因が、先に述べた要素配分の歪みと結びつけば、財政負担に拍車がかかることになる（共同体財政に関しては、表3参照）。

ドイツ・マルクの増価とフランスの利害

前述した通り、1973-79年にかけての時期、UAは、事実上のマルク圏と化していた共同フロートに属する通貨にリンクしていたので、全加盟国通貨の平均に比してマルクとともに増価する傾向をもっていた。農業共同市場を危機に陥れた域内為替変動は、一面では、ブレトン・ウッズ体制の歯止めを失ったドイツ・マルクが絶えざる上昇を続けたことに起因していたのである。

為替変動がもたらしたMCA制度は、各国に自国の事情に合致した農産物価格水準の選択に関する自由度を提供したが、この点に関する唯一の例外がフランスであった。表1と表2に示されるように、フランスに関しては、自国の農業構造と農産物価格水準の間に明確な関連を読み取ることができない。したがって、フランスのネガティヴMCAは、純粹に通貨的調整のみの目的で発生したとみなすことができよう。すでに見たように、MCA

制度は弱い通貨国に対して、要素配分と競争力の点で不利に作用する。経済政策の自律性を確保するという利点を生かせないのであれば、この制度はただ有害なものでしかない。それゆえフランスは、1970-80年代を通じてMCA廃止を主張し続けることになる。また、EMS、経済通貨同盟といった通貨統合の進展にフランスがイニシアティヴを発揮した主要な動機の1つは、MCA廃止を実現する前提として、ドイツ・マルクの増価に歯止めをかけるための制度的枠組みを設置することにあったと言い得る⁽¹⁶⁾。

▼EMSの導入と共通農業政策

欧洲通貨制度（EMS）導入に際しても、CAPを通貨同盟によって防護するという動機が政策担当者たちの決定に大きな影響を及ぼした。例えば、EMS設置に関する討議が開始された頃、当時の委員長ジェンキンズが通貨同盟の必要性を唱える際にまず第一に言及したのは、CAPが陥っている窮状についてであった。

「私の信ずるところでは、今日われわれが直面している問題のうち、CAP、通貨変動調整金などに関連する急を要する問題の多くは、経済通貨同盟に取り組んでいないことから生じている」（1977年7月6日、欧州議会における発言。Ludlow,P., 1982, pp.45-46に引用）。

1979年3月13日に発足したEMSは、為替レートの変更を許容するいわゆる「疑似通貨同盟」に類するものであり、これが直ちにMCAの廃止につながるわけではなかった。それでも、EMSがもたらした域内為替レートの安定化によって、新規のMCAの発生がかなり抑えられたのは事実であり、1970年代後半に大きな問題となっていたMCA関連の財政負担は、ほとんどとるに足らない水準にまで低下した（注(15)参照）。

しかしながら、政府間の交渉の場においては、MCA問題が逆に通貨統合の阻害要因として作用する場面もしばしば見られた。例えば、EMSのスタートが当初予定された1979年1月1日という象徴的な時日に実現せず、2ヶ月以上も遅延したのは、1978年12月の合意の後に、フランス代表がMCA廃止を要求してEMSの発足をボイコットしたからである。

そもそも、新たな通貨同盟の設置をもっとも強く望んだのはフランスであったが、その主要な動機は、先に見たとおり、新制度のもとでマルクの増価に歯止めをかけて域内為替変動を縮小し、自国の農業に大きな困難をもたらしているMCA制度を廃止することにあった。このフランスの立場はEMS設置をめぐる交渉で一貫して主張された（Ludlow,P., 1982, pp.203-204, pp.263-264）。ところが、EMS導入に際してMCA廃止が実現されないことが明らかになると、フランスは一転してEMS発足のボイコットを宣言した。こ

の突然の変化は、EMS導入を推進していたジスカールデスタン政権に対して、MCA制度に不満をもつ農民団体がゴーリストと左派勢力を通じて圧力をかけたことから生じたのだった。1979年3月に入ってからフランスが唐突に譲歩を行ったため、ようやくEMSの発足が可能になったのである (Ludlow,P.,1982,pp.279-287)。

▼共通農業政策が分裂したことの意味

<共通農業政策から経済通貨同盟へ>という「新機能主義戦略」が1970年代初めに破綻した後、CAPは通貨統合に対して両義的な意味をもつことになった。このことは「新機能主義戦略」が悪循環に陥ったことを表すものであった。

この点を理解するためには、L・ツォウカリスが示唆した統合に関する二分法を導入することが有効であろう。すなわち、「新機能主義」が立脚した'welfare' と 'high politics' の二分法に代えて導入すべき有益な二分法として、彼が挙げているのは「消極的統合」と「積極的統合」を区別する方法である(Tsoukalis,L.,1977,p.30)。ここで、「消極的統合」とは、関税・割当制・補助金等の、各国ごとに異なった形態で採用されている国家介入の廃止を意味し、「積極的統合」とは政策協調の推進と共通政策の採用を意味する。近年に至るまで、欧州統合は関税同盟をはじめとする「消極的統合」に著しく偏っており、対内政策としてはCAPが事実上唯一の「積極的統合」に属するものであった。L・ツォウカリスはこの論点を示唆するにとどめているが、本稿の文脈に沿ってこの議論を敷衍すれば以下になる。

「積極的統合」を推進することなく「消極的統合」に偏重することは、経済的相互依存が増大した結果、国民国家がもつ自国経済に対する管理能力がただでさえ減衰している状況下において、国家介入の政策手段を加盟国からさらに奪うことを意味する。この状況は国際環境が厳しくなれば長続きせず、加盟国は別の形態の規制措置を導入して自国経済の自律性を確保することを余儀なくされるであろう。1970年代に欧州統合に作用した「遠心運動」とはまさにこのことの表れに他ならなかった。唯一の「積極的統合」である共通農業政策もこの「遠心運動」の例外ではありえず、グリーン・マネー制度という形態の事実上の国別施策に分裂していくのである。にもかかわらず「財政の連帶責任」の原則が存続したので、この面での各国の利害対立は単なる国別施策を採用した場合よりも激烈なものとならざるを得なかったのだ。

統合はいったん停滞すれば分裂せざるを得ない。共通農業政策という「積極的統合」は経済通貨同盟という次の段階の「積極的統合」へと前進しなければ、逆にさらなる統合の前進にとって妨げとなる分裂的な制度に転化するのである⁽¹⁷⁾。

ドロールの戦略が発動される前夜の欧州は、政治色の濃い分裂的な制度に変容してしまった共通農業政策という重荷を放棄するか、通貨統合を展望するさらなる統合プロセスの

再始動によって共通農業政策をより高次の次元で再生させるかの岐路に立っていたと言えよう。前者の途は統合の全面的廃棄につながる。欧州が選択したのは後者であった⁽¹⁸⁾。

4 むすびにかえて

共通農業政策をとりまく状況は、創設時から比べると大きく変化した。農林水産業の原加盟6カ国における雇用および所得のシェアは、1985年には、それぞれ約9%、約4%にまで低下しているが、1960年代初めにおいてそれらは各々約19%、約10%にものぼっていたのだ(Fennell,R.,1987,p.1,邦訳1ページ)。第2次大戦直後の食糧不足と農村部の貧困という事情を考え合わせれば、設立時の共通農業政策が農業所得向上を主要な目的としたのは当然のことであった。

だが、価格支持に偏重した政策が20年間にわたって追求された結果、過剰生産と過大な財政負担は限度に達した。1987-88年には共同体財政が危機に陥り、これを契機として農業支出削減を中心とする抜本的な財政改革が断行されるに至った⁽¹⁹⁾。

財政面での改革の動きと並行して、共通農業政策は近年、その理念と目的の面でも大きな転機を迎えつつある。すなわち、農業そのものの保護に加えて、農業の雇用の維持による環境保護と農村部の社会的紐帶維持という新たな意義が付与されたのである。

EC委員会が1985年7月に公表した「共通農業政策の展望」('Green Paper' と通称される)には、共通農業政策の新しい理念が次のように述べられている。

「ECは、相当数の農業労働力を維持すべきかどうかという問い合わせに直面している。この問い合わせに対しては、肯定的な回答しかありえない。農村部に社会的紐帶を維持し、自然環境を保護し、2000年(two millennia)にわたる農耕により創出された景観を保全する必要があるという理由により、『緑のヨーロッパ』に賛成する選択が行われる。この選択は同時に、農業に属する人々の雇用機会を保障し、全ての欧州市民の長期的利益に資するのである。……広大な土地と少数の農業者による米国型の農業は、欧州のような条件の下では不可能であり、また望ましくもない。欧州では、家族農業こそが基本的な概念でありつづける」(Commission of the European Communities,1985, p.ii,邦訳7ページ)⁽²⁰⁾。

環境や地域共同体の保全をめざす「グリーン・ペーパー」に示された共通農業政策の新たな理念は、長年にわたって追求してきたこの政策自体の到達点を示すばかりでない。欧州統合の象徴とされてきたこの政策が、単に象徴にとどまらず欧州共同体の根幹にかかる地位を新たに獲得したことをそれは示すのである。統合が深化するにつれて国民国家の枠組みは解体に向かい、欧州共同体が直接に地域共同体によって構成される、という事

態が徐々に現実化しつつある。その際、新たな理念のもとに推進される共通農業政策は地域共同体を支える政策の基軸の1つとなるものである⁽²¹⁾。その意味で、「グリーン・ペーパー」に示された理念は、1992年市場統合計画による規制緩和の方向とは異質の、欧州統合の新たな理念と呼びうるものである。

たしかに、共通農業政策の成果を機能主義的に他の統合の分野に波及させて通貨統合に結びつけようという努力は挫折し、共通農業政策は統合にとっての大きな重荷に転化した。だが、逆にこの重荷の存在ゆえに通貨同盟の必要性が社会的に合意を得てきたこともまた事実である。欧州経済通貨同盟への志向が、日米に対抗するための統合市場の育成と、資本自由化の攪乱作用から統合市場を保護するための通貨的な保証といった次元にとどまらず、共通農業政策という共同体の根底にある次元から醸成されてきた、ということは欧州統合を考察する上で忘れてはならない視点であろう。

(1991年9月脱稿、1992年4月加筆修正)

注

- (1)宇野弘蔵『農業問題序論』改造社、1947年、5-6 ページおよび21ページ。
 - (2)Mansholt,S., "On the Threshold of a Common Agricultural Policy", *Bulletin of the European Economic Community*, 3, 1962, p.3.
 - (3)最近、共通農業政策が通貨統合に対してもつ重要性を強調した論者として、他にF・ジヤヴァツィとA・ジョヴァニーニ(F.Giavazzi and A.Giovannini)が挙げられる。彼らによれば、ヨーロッパの知的風土・政治文化においては為替変動が嫌悪され、その結果、変動幅縮小の試みが長期にわたって追求されてきた。その要因を彼らは以下の3点に求めている(Giavazzi,F and A.Giovannini,1989,pp.2-19)。
 - (i) 両大戦間期の国際通貨体制の動搖が、大量失業、保護主義と近隣窮乏化政策を生み最終的にはファシズムの興隆を招いたこと。
 - (ii) 欧州各国の国民経済が高度に開放的であり、とりわけローマ条約による関税同盟の結成によって、域内貿易の比重が高いこと。
 - (iii) 為替変動が共通農業政策に重大な困難をもたらしてきたこと。
 - (4)「新機能主義」は元来、ヨーロッパやラテン・アメリカで見られた統合運動、なかでも欧州石炭鉄鋼共同体（E C S C）を設立する際にジャン・モネが採用した戦略を分析するために、米国の政治学者、E・ハースとL・リンドバーグが展開した理論であった(Haas, E.,1964, Lindberg,L.,1963)。この理論は、共同体委員会が統合に果たすイニシアティヴを重視しつつ、統合の端緒を実現可能な分野における経済統合に見出す。技術的・中立的に統合を推進することが可能な分野('welfare'の領域)と国家主権の委譲の問題をめぐって対立をひきおこす高度に政治的な分野('high politics'の領域)との二分法に立脚し、まず前者の統合を推進することを通じて後者の統合を促す、というプラグマティズムの色彩が濃い考え方である。究極の目標たる政治統合は「経済統合がもたらす『政治的』帰結」(Lindberg,L.,1963,p.4)として最終的に到来するものとされた（経済決定論的視角）。「新機能主義」の現実主義的な思考方法は、欧州統合の推進に携わる人々に広く受け入れられ、1960年代を通じて共同体が経済統合を推進する際の基本戦略にもなった。当初は統合運動に対する分析方法であったものが、統合運動の戦略として意識的に採用されることになったのである。
- 「新機能主義」に対立するものとして挙げられるのは、あくまで国民国家の枠組みを固守し、統合運動を国民国家相互の利害対立と協調という尺度からのみ分析する伝統的なパワー・ポリティクスの理論、および「連邦主義（the federalism）」の理論と戦略であろう。「連邦主義」の理論は、統合運動が国民国家の枠組みを直接に打破するものと考え、その結果として連邦制が生み出されると想定する。統合運動の進展は、連邦制にどの程度接近しているかという尺度からのみ測られ、現存の超国家機関は連邦の諸機関の萌芽とし

てのみ分析される。したがって、統合推進の戦略としては、直接に政治統合がめざされることになる（政治決定論的視角）。「連邦主義」にもとづく戦略は、1965年に欧州防衛共同体（EDC）が挫折したことによって、最終的に放棄された。

欧州統合の理論と戦略に関しては、Tsoukalis,L.,1977, Chap.2 を参照のこと。なお、L・ツォウカリスのこの著書は、上述の論点に限らず、1977年までの欧州通貨統合の歴史全般に関する代表的な研究である。

また、「新機能主義」に関しては、すでに田中素香氏による紹介があるが（田中、1982年、225-226 ページ）、本稿で採用した視点は田中氏とやや異なっている。

(5)「危機がこれ以上生じることがなくなれば、共同体もその前進をやめるであろう」

(Lindberg,L.and S.Scheingold,1970,p.106)。

(6)価格支持政策による農産物の相対的な高価格、過剰生産、過大な財政負担は、現在、いずれも限界に近づいており、例えば、共同体財政に占める農業支出の割合だけを見ても、1985年には73パーセントにものぼっている。こうした状況は、1970年代以降のこの政策の発展過程の直接の帰結である。

(7)共通農業政策全般に関する解説は、Fennel,R., 1987 およびNevin,E.,1990, chap.14-15 を参照のこと。なおR・フェネルは、神聖視されてきた「市場の統一、域内優先、財政の連帯責任」という三大原則の起源が実は曖昧でありこじつけでしかない事実も指摘している (Fennel,R., 1987,p.13,邦訳15ページ)。

(8)後述するように、ブレトン・ウッズ体制崩壊後はこの状況が一変する。変動相場制に移行した後も、農業分野に限っては固定レートが設定されたので、「グリーン・レート」は市場為替レートと乖離するようになったのである。これにより農業共同市場の運営は複雑な貨幣的外觀を帯びるようになるであろう。

(9)しかしながら、1960年代半ばの時期、ジスカールデスタンが通貨同盟推進派としてドゴール政権内部において保持していた立場が不安定なものでしかなかった。彼は、正統派ゴーリストのM・ドブレとの権力闘争の末、1966年1月に蔵相を辞任した。周知の通り正統派ゴーリストは、国家主権護持の立場からあらゆる通貨同盟案を拒否した（以上の経緯についてはさしあたり Tsoukalis,L.,1977, chap.4 を参照）。ジスカールデスタンは 1970-71年のEMU構想の際には蔵相として、また 1978-79年のEMS設置の際には大統領として、ゴーリストによる国内からの同様の圧力に直面することになる。

(10)「ウェルナー中間報告」においても、経済通貨同盟創設が緊急に必要とされている理由は共通農業政策の防衛に求められている。冒頭部分で関税同盟および共通農業政策を設置した結果、加盟国間の経済的相互依存がいかに増大したかを強調した上で、次のように述べられている。

「（加盟国間の経済的）不均衡が財・サービス・資本の自由化によって成し遂げられた統合を掘り崩しかねず、とりわけこのことは農業共同市場にあてはまる」(Commission/

Council of the European Communities, 1970a, p.6)。

なお、両報告を含む一連の経済通貨同盟案全般とそれらめぐる論争の全体の検討は本稿の課題を越えるものである。これについては、Tsoukalis,L., 1977, chap.4-6, Bloomfield, A., 1973, Ludlow, P., chap.1, 島崎、1987年、第2章、とりわけ163-182ページ、および田中、1982年、第2章を参照せよ。

(1) 1975年にEC委員会に提出された「マルジョラン報告(Marjolin Report)」は、1970年代のEMUが挫折した原因として、以下の3点を挙げている(Report of the Study Group, *Economic and Monetary Union* 1980, 8 March 1975, pp.2-4)。

- (i) 好ましからぬ諸事件が発生したこと。
- (ii) 政治的意志が欠如していたこと。
- (iii) EMUの意味とそれを完成させるための諸条件について不十分な理解しか存在していないかったこと。

「マルジョラン報告」の内容に関しては、Tsoukalis,L., 1977, pp.165-166, および野村、1991年、47ページを参照のこと。なお、野村氏によれば、最も重視されるべき要因は上記(ii)であり、加盟各国が自国の国内政策を優先したことがEMUに「遠心運動」をもたらしたとされている。

(2) 最初の経済通貨同盟の試みが失敗に終わることがほぼ明らかになった1971年の時点で、H・G・ジョンソンが興味深い観察を行っている(Johnson,H., 1971)。

ジョンソンによれば、関税同盟から最大限の利益を引き出すために固定為替相場制が必要であるという信念は、欧州に特徴的な見解であるが、生産要素の自由移動自体は固定相場によらずとも保証される。結局、「ヨーロッパ人たち」が関税同盟と通貨同盟の結合を志向するのは、共通農業政策を維持する必要性が強く認識されたからである。だが、この信念は「誤った(fallacious)」ものであり、加盟各国が自国の国内政策の自律性と共通農業政策の維持との間に生じた矛盾に直面した際に、結局のところ優先されたのは前者であった(1968-69年独・仏通貨危機)。「ヨーロッパ人たち」はこの危機を、「バール案」から「ウェルナー報告」に至る一連の通貨同盟案において、共通通貨導入を最終目標とする企てによって克服しようとしたのである(Johnson,H., 1971, pp.377-384)。

「『ヨーロッパ人たち』は、生来そなわった気質から、ひとたび失敗しても、自分たちの戦略の有効性を問い合わせようとせずに、全く同じ戦略をさらに野心的な規模で試みようとするのである」(Johnson,H., 1971, p.378)。

この言葉は、統合の危機を逆に発条として利用する「新機能主義戦略」の採用によって経済通貨同盟を達成しようとした「ヨーロッパ人たち」に対して、アングロ・サクソンの立場から発せられた皮肉である。

ジョンソンの議論は、通貨同盟の必要性・妥当性を否定し、変動相場制の優位を説く立場からなされたものではあるが、次節で見るよう、加盟各国が自国の国内政策の自律性

を優先したことによって、1970年代初頭以降長期にわたり共通農業政策の運営および通貨同盟の試みが分裂していった現実を鋭く見通していた、と言えよう。

(13) M C A 制度の一般的な解説として、以下の文献を挙げておこう。

Irving,R.and H.Fearn,1975, Josling,T.and S.Harris,1976, Mackel,C.,1978, Deutsche Bundesbank,1984, Fennell,R.,1987, chap.6, Nevin,E.,1990, chap.15. これらのうち、とりわけ Irving,R.and H.Fearn,1975 は、1970年代前半までのこの制度の展開に関する代表的な解説とみなされている。

(14) この制度が現在までに耐えがたいほど複雑になっていることを端的に示す例として、次の事実を挙げておこう。すなわち、加盟国ごとに1つの「グリーン・レート」が存在するのではなく、むしろ「グリーン・レート」は農産物によって異なっているのである。こうした慣行は1979年に遡る(Fennell,R.,1987, p.93, 邦訳 105ページ)。1988年の時点では、49種類の「グリーン・レート」が存在する(Nevin,E.,1990,p.165)。

(15) M C A 関連の財政負担は、F E O G A の全支出のうち、1976年に 7.8%、1977年に14.5 %を占めるまでになっていた。EMS導入により、1979年にはこれが 6.8%、1980年には 2.6%にまで低下した (Strauss,R.,p.273)。

(16) 単一通貨の導入により C A P が抱える困難を除去すべきだという認識は、フランスの農業関係者の間でとりわけ広く受け入れられている。例えば、フランス世論研究所（I F O P）が1991年 6月19・20日に実施した世論調査において、単一通貨の導入を支持すると答えた人の割合は、18才以上のフランス人の平均が44%だったのに対して、フランスの農業関係者では57%に達している (L'Express, 4 octobre 1991, p.18)。この点は、京都大学経済学部の中川恵氏から御指摘を受けた。謝してここに記したい。

(17) 「新機能主義戦略」が陥ったこの悪循環に関して R・フェネルが行った次の指摘は引用に値するだろう。

「E C が機械的に処理できる目標（貿易障壁の撤廃のような）を一步一步達成していくにつれて、経済・通貨同盟が存在しなければ実現できないことがあることが次第に認識されるようになった。ある意味で、E C は悪循環に直面しているのである。すなわち、統合が進めば進むほど、より高度に発展した経済・通貨同盟の必要性が増大するのに、経済・通貨同盟のための政策が不在の状況では統合に対する障害がますます高まるという事態である」 (Fennell,R.,1987,pp.60-61, 邦訳 68-69ページ)。

(18) この時期、M C A 問題とともに各国の利害対立の焦点となっていたのは、C A P の財政分担をめぐる問題である。この問題をめぐって加盟国間の激しい対立が存在していたために、E C は1984年まで、その精力を新たな統合プロセスの進展に割くことができなかった。とりわけイギリスは、全産業に占める農業の比率が低いにもかかわらず、経済力に比して過大な共同体財政に対する負担を強いられていたので、C A P の存続そのものに対してきわめて批判的であった。1984年3月のブレッセル首脳会議から7月のフォンテーヌブロー

首脳会議にかけての首脳間の激しい論争の結果、イギリスへの割戻し金の問題によるやく決着が着いた(Williams,A.,1991,pp.77-78)。<市場統合計画→経済通貨同盟→政治同盟>という新たな「新機能主義戦略」をドロール委員長が始動することができたのは、こうしてこの論争に決着がつき共通農業政策の改革論議が解決の方向へ動きだした1984年になってからであった。ドロール委員長自身も、後に次のように回想している。

「(共通農業政策をめぐる)大きな内輪もめに決着がついたため、1984年にやっと新しい計画、ヨーロッパにとってのニュー・フロンティアを提起する機会が生まれた」
(Burstein,D.,1991,p.39,邦訳 71-72ページ、補足は引用者)。

(1) 1987年には、財政改革に関するEC委員会の提案が欧州理事会で承認を得られなかったために、共同体の歴史上初めて、ローマ条約第203条第4項で定められた期日(10月5日)までに次年度の予算案を通過させることができず、EC財政は崩壊の危機に瀕した。財政改革の動きはすでに1984年からはじまっていたが、この危機を転機として1988年2月、FEOGA保証部門の支出を、1988年の水準を起点として、毎年EC全体のGDP伸び率の74%以下に抑制するという抜本的な改革案が合意されるに至った。なお、1987-88年の財政危機と財政改革に関しては、Shackleton,M.,1990, chap.1-2を参照。また、1988年に至るまでのCAPの改革の沿革に関しては、Tracy,M.,1989, pp.303-309を参照。

(2) 価格支持削減と環境保全、農村部の社会的紐帯の維持は、相互に関連している。価格支持の削減の見返りとして直接的な所得補償が与えられる(これは「デカップリング案」と呼ばれており、現在進行中のGATTウルグアイ・ラウンドにおいてEC側から提示されている)。この所得補償は、農業労働力の維持に役立つばかりでなく、環境保全のコストという意味を見出すこともできる(Commission of the European Communities, 1985, chap.4および訳者解説 4ページを参照)。また、価格支持の削減によって農産物価格が低下すれば、農薬を多用して高収益を上げることをめざす集約型農法からの脱皮を迫られ、環境保全に寄与するであろう(Commission of the European Communities, 1985, chap.4および『朝日新聞』1991年8月26日、「国際シンポジウム・保護政策を考える」におけるW・ヘンリックスマイヤー氏の発言を参照)。

(3) 「グリーン・ペーパー」では、保証部門の比重があまりにも高かったFOGAの支出を指導部門にふりむけ、後進的な農業地域における構造改善政策に活用することの必要性も示唆されている(Commission of the European Communities, 1985, chap.1)。共通農業政策のもつ地域政策的側面の強化をめざしたこの流れは、1988年に財政改革とともに合意された「構造基金(Structual Funds) 改革」によって決定的になった。この改革は、地域間格差の是正のためにこれまで別個に用いられてきた「欧州地域開発基金(ERDF)」「欧州社会基金(ESF)」、およびFOGA指導部門の3つの基金を「構造基金」として統合して地域政策を効率化するとともに、1992年までに全体の額を倍増することをめざしたものである。なお、ECの地域政策に関しては別稿を準備中である。

参考文献

- [1] Bloomfield,A., "The Historical Setting", in Krause,L.and W.Salant eds., *European Monetary Unification: and Its Meanings for the United States*. Washington,D.C.: The Brooking Institution, 1973.
- [2] Burstein,D., *Euroquake*. New York: Simon & Schuster, 1991. (邦訳 D・バース タイン著、鈴木主税訳『ユーロクエイク』、三田出版会、1991年)。
- [3] Commission of the European Communities, *Commission Memorandum to the Council on the Co-ordination of Economic Policies and Monetary Co-operation within the Community*. Submitted on 12 February 1969.
- [4] Commission/Council of the European Communities, *Interim Report on the Establishment by Stages of Economicand Monetary Union*. Submitted on 20 May 1970a.
- [5] Commission/Council of the European Communities, *Report to the Council and the Commission on the Realization by Stages of Economicand Monetary Union in the Community*. Submitted on 8 October 1970b.
- [6] Commission of the European Communities, *Perspectives for the Common Agricultural Policy*. COM(85) 333final, Brussel: The Commission, 1985. (抄訳 EC委員会、芳田誠一訳「共通農業政策の展望」、『のびゆく農業 — 世界の農政 —』705、1986年、所収)。
- [7] Deutsche Bundesbank, "Monetary Policy Aspects of the Revision of Agricultural Monetary Compensatory Amounts in the European Community", *Monthly Report of the Deutsche Bundesbank*, May 1984.
- [8] Eichengreen,B., "One Money for Europe? Lessons from the US Currency Union," *Economic Policy*, No.10, Apr.1990.
- [9] Fennel,R., *The Common Agricultural Policy of European Community, Second Edition*. Oxford: Blackwell Scientific Publication Ltd., 1987. (邦訳 R・フェネル著、桂開津典生・柘植徳雄訳『ECの共通農業政策』第二版、大明堂、1989年)。
- [10]Giavazzi,F.and A.Giovannini, *Limiting Exchange Rate Flexibility: the European Monetary System*. Cambridge, Mass: MIT Press, 1989.
- [11]Grahl,J.and P.Teague, 1992 — *The Big Market: The Future of the European Community*. London: Lawrence & Wishart, 1990.
- [12]Haas,E., *Beyond the Nation-State: Functionalism and International Organization*. Stanford: Stanford University Press, 1964.
- [13]Irving,R.and H.Fearn, *Green Money and the Common Agricultural Policy*.

- Occasional Paper No.2, Ashford: Centre for European Agricultural Studies, 1975. (邦訳 R・アーヴィング、H・ファーン著、杉田健三訳「グリーン・マネーと共に農業政策」、『のびゆく農業 — 世界の農政 —』519-520、1978年、所収)
- [14]Johnson,H., "Problems of European Monetary Union", *Journal of World Trade Law*, Vol.5, No.4, 1971.
- [15]Josling,T.and S.Harris, "Europe's Green Money", *The Three Banks Review*, No.109, March 1976.
- [16]Lindberg,L., *The Political Dynamics of European Economic Integration*. Stanford: Stanford University Press, 1963.
- [17]Lindberg,L.and S.Scheingold, *Europe's Would-be Polity*. New Jersey: Englewood Cliffs, 1970.
- [18]Ludlow, P., *The Making of the European Monetary System: A Case Study of Politics of the European Community*. London: Butterworth Scientific, 1982.
- [19]Mackel,C., "Green Money and the Common Agricultural Policy", *National Westminster Bank Review*, February 1978.
- [20]Nevin,E., *The Economics of Europe*. London; Basingstoke: Macmillan, 1990.
- [21]野村昭夫、「通貨統合 — その位置づけと問題点 —」、『経済評論』1991年 6月。
- [22]Ritson,C. and S.Tangermann, "The Economics and Politics of Monetary Compensatory Amounts", *European Review of Agricultural Economics*. Vol.6, 1979.
- [23]Shackleton,M., *Financing the European Community*. London: Pinter Publishers, 1990.
- [24]島崎久弥、『ヨーロッパ通貨統合の展開』、日本経済評論社、1987年。
- [25]Solomon,R., *The International Monetary System 1945-81: An Insider's View*. New York: Happer & Row, Publishers, 1982. (邦訳 R・ソロモン著、山中豊国監訳『国際通貨制度研究 1945-1987』、千倉書房、1990年)。
- [26]Strauss,R., "Economic Effects of Monetary Compensatory Amounts", *Journal of Common Market Studies*, Vol.XXI, No.3, March 1983.
- [27]田中素香、「歐州統合 — EC発展の新段階 —」、有斐閣、1982年。
- [28]Tsoukalis,L., *The Politics and Economics of European Monetary Integration*. London: George Allen & Unwin Ltd., 1977.
- [29]Tracy,M., *Government and Agriculture in Western Europe: 1880-1988, Third Edition*. New York: Harvester Wheatsheaf, 1989.
- [30]Williams,A., *The European Community: The Contradictions of Integration*. Oxford: Basil Blackwell, 1991.

表1 各国のMCA比率

(単位：%)

	1973年 2月26日	1974年 1月1日	1975年 1月1日	1976年 1月1日	1977年 1月1日	1978年 1月1日	1979年 1月1日	1981年 8月24日
西ドイツ	+ 2.5	+12.03	+12.03	+10.0	+ 9.3	+ 7.5	+10.8	+ 3.2
フランス	- 2.5	0	- 7.2	0	-17.5	-19.4	-10.6	0
イタリア	-10.3	-13.0	- 4.1	0	-19.2	-22.5	-16.4	- 1.0
オランダ	+ 1.3	+ 2.7	+ 2.7	+ 2.0	+ 1.4	+ 1.4	+ 3.3	0
ベルギー/ ルクセンブルグ	+ 1.3	+ 2.7	+ 2.7	+ 2.0	+ 1.4	+ 1.4	+ 3.3	0
イギリス	- 7.0	-13.8	-13.8	- 6.4	-38.5	-31.6	-27.0	-10.5
アイルランド	- 7.0	-13.8	-10.5	- 4.8	-23.5	- 4.1	- 2.0	0
デンマーク	0	0	0	0	0	0	0	0

(出所) Irving,R.and H.Fearn,1975, Ritson,C.and S.Tangermann,1979,
および Deutsche Bundesbank,1984 より作成。

表2 各国の農業構造(1976年)

	一人当たり G N P (ドル)	平均農場規模 (ha) ^a	農産物自給率 (%) ^b	農業就業人口の 割合(%) ^b
西ドイツ	7510	14.0	94	7.0
フランス	6730	25.0	114	10.8
イタリア	3220	7.5 ^c	73	15.5
オランダ	6650	14.7	137	6.4
ベルギー/ ルクセンブルグ	7020	14.2	108	3.3
イギリス	4180	64.7	74	2.7
アイルランド	2620	20.5 ^c	212	23.7
デンマーク	7690	23.1	203	8.9

(注) a. 1ha以上の農場に限る。

b. MCA対象農産物に関する数値。

c. 1975年の数値。

(出所) Ritson,C.and S.Tangermann,1979 より作成

表3 共同体財政に占めるF E O G A支出の割合

年	共同体の全支出 (100万ECU)	F E O G A支出の割合 (%)
1958	35	0
1963	267	0
1968	2624	85.7
1973	4937	76.3
1978	12190	78.3
1983	25817	63.2
1988	41804	68.7

(出所) Williams,A.1991 より作成